

質問

代理人をして預金の引き出しをする場合の「委任状」の作成

回答

預金（普通預金、定期預金）の引き出しについては、最近の不正な預金引き出し等の情勢を踏まえて、平成 20 年 3 月、犯罪収益移転防止法（平成 20 年 2 月までは本人確認法）が施行され、本人を確認した上での払戻しの原則が強く打ち出されました。

当組合では、警察の信用組合であることから、より確実に、預金者ご本人であることの確認を行って、預金の払戻しをさせていただくこととしております。

したがって、組合員が預金を引き出される場合は、組合の方から、「ご本人様かどうか」いくつかの事項を確認のうえ、預金の払戻しをさせていただきます。

また、組合員が、配偶者等を代理人として預金の引き出しをされる場合は、

- 所定の書類

普通預金の場合は、「普通預金通帳とお届印鑑を押印した払戻し請求書」

定期預金の場合は、「証書裏面に日付及び氏名を記入し、お届印鑑を押印した定期預金証書」

注

- 預金者である組合員から、組合あてに作成した「委任状」と、預金者（組合員）の確認書類（運転免許証又は健康保険証のコピー）

- 代理人の確認書類（運転免許証又は健康保険証のコピー）

を、提出していただくこととしております。

この場合、委任者（預金者本人）と代理人の関係を確認するために、委任者に電話で確認させていただく場合があります。

組合員におかれましては、代理人をして預金を引き出される場合は、この原則をお守りいただくようお願いいたします。

もし、「委任状」がない場合は、払戻しができない場合があります。

※ 委任状は、必ず、委任する方が全部書いてください。ワープロで作成していただいても結構ですが、委任者の「氏名」欄は、自署して、押印してください。

注 委任状の作成例

兵庫県警察信用組合 御中

作成日 平成 21 年 8 月 1 日

委任状

委任状作成の日付をご記入ください。

委任者（預金者本人）

住所

電話

氏名

〇〇 〇〇 印

生年月日

昭和〇〇年〇月〇日

今、お住まいの住所と、電話番号を書いてください。

自署して、当組合への「お届印鑑」を押印してください。

下記の代理人に対し、委任事項記載の権限を委任します。
記

代理人

住所

電話

氏名

生年月日

委任者との関係

〇〇 〇〇

昭和〇〇年〇月〇日

今、お住まいの住所と、電話番号を書いてください。

「妻」、「長男」等、委任者との関係を書いてください。

委任事項

＜普通預金の払戻しの場合の書き方＞

私名義の普通預金（口座番号 1234567）から、金額 100 万円の払戻し請求と、その現金の受領

＜定期預金解約払戻しの場合の書き方＞

私名義の定期預金（口座番号 2345678、満期日平成 21 年 8 月 1 日、金額 1000 万円）の解約払戻しと、その現金の受領